

(参考) 追加地区指定に関する局長文書

〔住京発第59号〕
昭和36年4月3日

京都市長 殿

建設省住宅局長

改良地区の追加指定について(回答)

昭和36年3月23日付発住第397号で照会のあった標記の件については、次のとおり回答する。

記

住宅地区改良法第4条第1項の規定により指定された改良地区の変更は同項の規定により行なうことができるものと解する。この場合において、新たに改良地区として指名される土地の区域がある場合においては、従前の改良地区として指定された土地の区域に当該区域を追加する方法によるものとし、当該区域についての改良地区の指定の日は、当該改良地区の変更の告示の日とする。